

倉敷地域等新設特別支援学校整備基本計画



平成23年2月

岡山県教育委員会

倉敷地域等新設特別支援学校整備基本計画 目次

1	これまでの経緯	1
2	基本方針	
	①総合的な観点での基本方針	1
	②校舎整備面の基本方針	3
	③整備手法及び管理運営面の基本方針	4
3	学級編制計画等	
	(1) 通学区域の設定	
	①知的障害部門	4
	②肢体不自由部門	5
	(2) 児童生徒数の推計	5
4	施設基本計画	
	(1) 学校敷地等	
	①所要室の検討	5
	(2) 施設計画	
	①施設配置計画の基本的な考え方	6
	②敷地利用計画	6
	③平面計画	7
	④立面計画	8
	⑤構造計画	8
	(5) 動線計画	
	①外部動線計画	9
	②内部動線計画	9
	(6) 設備計画	
	①電気設備	10
	②給排水衛生設備	11
	③空気調和設備	12
	(7) 防災計画	
	①安全な施設	12
	②防災設備	13
	(8) ユニバーサルデザイン計画	13
5	管理運営計画	
	(1) 基本方針	
	①学校運営の自主性をふまえた施設運営	13
	②公的主体による教育に関する管理運営	14
	③費用対効果が期待できる業務の民間委託の検討	14
	(2) 管理運営経費	14
6	事業化計画	
	(1) 建物建設費	14
	(2) 整備スケジュール	14
	<参考資料>	
	・施設配置図(案)	15
	・平面図(案)	16

倉敷地域等新設特別支援学校整備基本計画

1 これまでの経緯

障害の重度・重複化、多様化が進む中で、特別支援教育では、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、学習や生活上の困難を改善又は克服できるよう、適切な指導・支援を行うことが求められている。

本県では、知的障害については、対象となる子どもの数や地域性等を考慮し、知的障害特別支援学校9校（肢体不自由部門との併置校を含む。）を設置している。

しかし、近年、県南部の知的障害特別支援学校の児童生徒が急増し、学校施設の適正規模を超える児童生徒を受け入れている学校もあり、教室不足が深刻な状況となっている。特に、岡山市・倉敷市内の知的障害特別支援学校は、プレハブ校舎の増築や特別教室の転用等を行っているが、これ以上の施設整備は困難な状況である。

また、倉敷市立倉敷支援学校は、本県最初の知的障害特別支援学校として昭和39年に設置され、倉敷市内の知的障害のある児童生徒の教育に寄与してきたところであるが、近年の児童生徒数増加に対し、プレハブ教室設置等で対応してきたものの、敷地等が限界となっており、これ以上の施設整備は困難な状況である。

こうした現状を踏まえ、平成21年3月「岡山県特別支援教育推進プラン」において、県南部に、小・中・高等部を備えた特別支援学校の新設を計画した。

そして、県では、倉敷・総社地域で新設特別支援学校用地の適地を調査していたところ、倉敷市や総社市から誘致の申し出があり、比較検討の結果、平成22年2月に倉敷市真備町箭田地内を設置場所と決定し、同年10月に県教育委員会で「倉敷地域等新設特別支援学校整備基本方針」を決定した。

なお、プランでは、肢体不自由のある児童生徒がより身近な学校で専門的な教育が受けられるようにすることも示されており、新設特別支援学校には、肢体不自由部門も併設する。

2 基本方針

①総合的な観点での基本方針

1) WELコラボ(Welfare:福祉 + Education:教育 + Labor:労働)

- ・一人一人の教育的ニーズに対応した教育や、地域での豊かな生活や卒業後の就労につながるよう、早期から、卒業後を見据えて福祉や労働と連携していく学校体制を構築する。
- ・地域の福祉機関や相談機関及び外部の自立活動の専門家等と学校とが連携するための自立活動等の専門室や、地域の移行就労支援機関や事業所関係者等と連携するための進路指導室を整備する。
- ・地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、センター的な役割を担う教育支援室に加え、地域の小・中学校等の障害のない児童生徒との交流及び共同学習の場となる施設環境を整備する。
- ・地域の福祉機関、就労支援機関と連携するとともに、障害のある人の活動の場、障害のある児童生徒への理解を深めるための場、地域住民の生涯にわたる学習の

場、さらに、まちづくりの核として、地域と連携した施設環境を整備する。

- ・地域連携に配慮し、徹底的なバリアフリー化を図るとともに、景観や町並みの形成にも貢献する施設とする。
- 2) 地域との連携・地域への貢献
- ・地域での学習活動・就業体験や、地域の特色や施設を生かした教育内容など、地域と密着した教育活動を行うとともに、地域への学校開放や地域貢献を行う。
 - ・地域への施設開放や地域との連携を図るため地域連携推進室を整備する。
 - ・地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の障害のある幼児児童生徒への教育的支援を行うため地域支援センターを整備する。
- 3) 障害部門を超えた共同での学習
- ・知的障害部門・肢体不自由部門の枠を超えた共同での学習を実施する。
 - ・部門を超えた共同での学習ができるよう校内の廊下幅等を広く確保し、主な共有スペースを校舎の中央位置に設置する。
- 4) キャリア教育の充実
- ・知的障害部門高等部については、生活コースと、就労による社会自立をめざした教育を行うため、職業コースを設置する。職業コースは職業教育に重点を置いた教育課程を編成する。
 - ・地域での就業体験を重視するとともに、校内に専門的な学習のできる作業室を整備する。
 - ・独居生活が体験できるアパートタイプの部屋を備えた生活訓練棟を整備する。
- 5) 速やかな整備
- ・県南部の知的障害特別支援学校の児童生徒数が増加し、教室不足が生じているため、教育環境の悪化が懸念されている状況にある。
 - ・新設校の整備を可及的速やかに行い、平成26年4月開校を目指す。
- 6) 関係者の意見を十分に反映した設計
- ・新設校の整備にあたっては、関係市町教育委員会及び特別支援学校長会等の意見や要望を聞きながら、経済性、機能性、将来性等の観点から実現可能な事項については、可能な限り反映する。
- 7) 特別支援教育を推進するための施設環境の整備
- ・障害の重度・重複化、多様化等の動向を十分踏まえつつ、障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援を考慮した施設環境づくりを基本とする。
 - ・地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校がセンター的な役割を果たすことができるような施設環境づくりを基本とする。
- 8) 高機能かつ多機能で変化に対応し得る施設環境の整備
- ・一人一人の児童生徒の障害の状態や特性、発達段階等に応じた指導内容・方法が十分に展開でき、個別又は多様な集団構成等による指導や、自立活動の指導など、それらを支援する様々な教育機器等の導入などを可能とする高機能かつ多機能な施設環境を確保する。
 - ・中・高等部の職業教育、及び重複障害のある児童生徒の基本的な生活習慣の指導へ

の対応などを図るとともに、今後の学校教育や情報化の進展等に長期にわたり対応することができるような柔軟な計画とする。

9) 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

- ・児童生徒の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保する。
- ・十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を確保する。
- ・地域の自然や文化を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、省資源・省エネルギーや自然環境等に配慮した計画とする。

②校舎整備面の基本方針

1) 障害のある児童生徒に配慮したユニバーサルデザイン

- ・ユニバーサルデザインを基本とし、知的障害や肢体不自由、自閉症のある児童生徒などの障害や教育的ニーズに対応したきめ細かな設計とする。
- ・いわゆるバリアフリー法等関連の法規制を踏まえ、段差の解消など物理的なバリアフリーを、移動空間や建築空間において配慮する。
- ・知的障害児童生徒の特性を踏まえ、教室表示のマークなどの“わかりやすさ”や、階段の段差の色による表示、階層や位置がわかりやすい表示などに配慮したユニバーサルデザイン設計とする。
- ・知的障害のある児童生徒と肢体不自由のある児童生徒が日常的な交流や特別教室の共用をするため、十分な廊下幅を確保する。
- ・主として、1階を肢体不自由部門と知的障害部門小学部、2階を中学部、高等部及び教職員が利用する空間とし、教室移動や障害に配慮した配置とする。

2) 自然エネルギーの活用等

- ・自然エネルギーを有効活用する。また、断熱性を高め、省エネ機器を採用する等、省エネ化、省資源化を図り、自然や環境問題を学び体験するエコスクールを目指す。

3) 県産材の積極的活用

- ・本年度施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」や、今年度中に策定される「岡山県内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針」に基づき「木造化」「内装等の木質化」を進め、県産材の積極的活用を図る。

4) 児童生徒数の増加等に応じて柔軟な対応が可能な設計

- ・近年、県南部における知的障害特別支援学校へ通う児童生徒数は、増加傾向にあり、本計画策定に際して推計した児童生徒数を超える可能性も考えられる。
- ・本計画で設定した所要室等の条件で完結せず、将来の児童生徒数が増加した場合や、新たな設備整備が必要になった場合、一人一人の教育的ニーズに対応する場合など容易に増改築が可能な施設構成・施設配置とする。

5) 機能的な学校運営のできる設計

- ・建築設計は、使いやすさ(機能性)、美しさ、強さ(構造)などあらゆる観点から設計することが求められるが、特別支援学校という施設の性格から、機能性に重点をおいた

設計とする。

③整備手法及び管理運営面の基本方針

1) 整備手法の検討

・公共施設の整備手法については、国の補助金を前提とした公設公営とする。

2) 費用対効果が期待できる業務の民間委託の検討

・民間委託により、サービス水準を維持しながらコスト縮減が期待できる業務については、民間企業の活用を前提とした民間委託方式を検討する。

3) 児童生徒の利便性を確保した通学手段の検討

・新設校の整備により、倉敷市立倉敷支援学校等に通学する児童生徒の中には、通学が現在より遠距離になる場合も考えられる。

・新設校に通うこととなる児童生徒の通学の利便性を考慮し、スクールバスの経路や便数について検討を行う。

3 学級編制計画等

(1) 通学区域の設定

通学区域については、近隣の特別支援学校との関係から、知的障害部門と肢体不自由部門を分けて考える。

なお、通学方法については、小学部・中学部は、障害の程度や学校までの距離等を考慮し自力での通学やスクールバスを基本とし、高等部は、障害の程度等を考慮しながら公共交通機関等を利用した自力での通学を基本とする。

①知的障害部門

近隣の通学区域のある知的障害特別支援学校は、岡山西支援学校、岡山南支援学校、西備支援学校、倉敷市立倉敷支援学校である。

新設校は、増加する県南部の知的障害特別支援学校児童生徒への対応や、県民から要望のある高梁地域等を考慮して新設するものである。

県内の知的障害特別支援学校の通学区域の再編も視野に入れ、新設校の通学区域については、岡山市（西部）・倉敷市・総社市・高梁市・吉備中央町について検討し、次のとおりとする。

1) 岡山市（西部）：倉敷市真備町箭田地域へ近いことや交通の便を考慮して、現在、岡山西支援学校の通学区域である知的障害児入所施設ももその学園を、通学区域とする。

2) 倉敷市：市立倉敷支援学校との位置関係から、両校への通学距離や時間、通学経路等を比較検討し、倉敷市西部・北部を新設校の通学区域とする。

倉敷市西部は、高梁川の西側となる玉島地区とし、倉敷市北部は、新設校と倉敷支援学校との距離や交通の便を考慮し、真備・船穂地区及びJR山陽本線より北側にある小学校及び中庄小学校区を通学区域とする。

3) 総社市：最も近い知的障害特別支援学校となるため、全市を通学区域とする。

4) 高梁市：現在、知的障害特別支援学校の通学区域になっていない。高梁市からは

新設校への通学が可能と考えられ、地元の要望もあることから、通学区域とする。

- 5) 吉備中央町：旧加茂川町は誕生寺支援学校の通学区域となっている。新設校までの距離等を考慮して、吉備中央町のうち旧賀陽町を通学区域とする。

②肢体不自由部門

近隣の肢体不自由特別支援学校は、早島支援学校と西備支援学校であり、両校と新設校との距離等を考慮し、倉敷市・総社市・高梁市・吉備中央町について検討し、次のとおりとする。

- 1) 倉敷市（旧真備町・船穂町を除く）：現在、早島支援学校の通学区域であるが、通学距離・経路の関係から、高梁川以西の玉島地区を通学区域とする。
- 2) 倉敷市（旧真備町・船穂町）：現在、西備支援学校の通学区域であるが、通学距離・経路の関係から、通学区域とする。
- 3) 総社市：現在、早島支援学校の通学区域であるが、通学距離・経路の関係から、通学区域とする。
- 4) 高梁市：現在、肢体不自由特別支援学校の通学区域になっていない。高梁市からは新設校への通学が可能と考えられ、地元の要望もあることから、通学区域とする。
- 5) 吉備中央町：旧加茂川町は誕生寺支援学校の通学区域となっている。新設校までの距離等を考慮して、旧賀陽町を通学区域とする。

(2) 児童生徒数の推計

児童生徒数は、知的障害部門(小・中学部及び高等部)と肢体不自由部門(小・中学部及び高等部)に分けて推計する。

また、推計値は、開校目標の平成26年度とする。

	小学部	中学部	高等部	計
知的障害部門	60	70	100	230
肢体不自由部門	10	10	10	30
計	70	80	110	260

4 施設基本計画

(1) 学校敷地等

- ・計画地は、倉敷市真備町箭田地内で、学校敷地面積は約3万㎡である。
- ・校舎全体の延べ床面積は、約1万3千㎡とする。

①所要室の検討

- ・学級編成計画の生徒数に基づくクラス数や既存の特別支援学校の施設構成を踏まえ、所要室を設定する。

普通教室数

知的障害部門	合計	46教室	
小学部 単一障害教室	12教室、重複障害教室	2教室	計14教室
中学部 単一障害教室	12教室、重複障害教室	2教室	計14教室
高等部 生活コース	12教室、職業コース	6教室	計18教室
肢体不自由部門	合計	14教室	
小学部 単一障害教室	2教室、重複障害教室	3教室	計5教室
中学部 単一障害教室	1教室、重複障害教室	3教室	計4教室
高等部 単一障害教室	1教室、重複障害教室	3教室	計4教室
訪問教育スクーリング室		1教室	

- ・所要室は、普通教室などの①学習空間、食堂などの②生活空間、職員室などの③管理空間、実習室などの④自立支援空間、体育館などの⑤地域交流空間、⑥屋外施設
- ・別棟に区分した。

(2) 施設計画

①施設配置計画の基本的な考え方

- ・各部門（知的障害部門、肢体不自由部門）の独自性を確保するとともに、全体のまとまりがある施設構成とする。
 - ・児童生徒の特性を踏まえ、校舎はできる限り低層の建物とする。
 - ・建物相互間において日照、通風を妨げない必要な隣棟間隔を確保し、校舎周りの屋外空間を積極的に取り入れた構成とする。
- 1) 知的障害部門と肢体不自由部門の学習空間を2棟に分け、普通教室はなるべく南面させる。
 - 2) 両棟の間に、交流空間としての中庭、生活空間としてのランチルームを設け、学校全体での交流を行える施設配置とする。
 - 3) 両部門からの移動等の利便性を考え、中央部に管理、特別教室棟を配置する。
 - 4) 知的障害部門高等部職業コースに近い位置に、自立支援空間を設ける。
 - 5) 体育館は、両部門からの移動等の利便性を考えるとともに、地域交流空間としての利用も考慮し、エントランスに近接した位置に設ける。
 - 6) 各施設は、廊下で接続し、管理しやすく、利用しやすい空間とする。

②敷地利用計画

1) アプローチ

- ・敷地北側の真備支所、福祉センター、真備中央病院、吉備真備駅へ通じる東側の市道（桑之市福原線）を拡幅し、歩行者、車、インフラの引き込みのメインアプローチとする。
- ・敷地周辺の市道も幅員を4mに拡幅し、サービスアプローチとして整備する。

2) エントランス

- ・エントランスゾーンは、正門、送迎バス昇降口、送迎車スペースを設け、児童生徒と

車両の動線が交差しない配置とする。

- ・児童生徒の登下校がスムーズに行えるよう、十分なスペースと雨除け用のキャノピーを設置する。

3) 施設群

- ・エントランスゾーンに面して、玄関、管理諸室を配置する。
- ・中心には、中庭を設け各部の交流広場として、学校行事等に利用する。
- ・就労支援棟、宿泊訓練棟は学習空間から分離された、北側に配置する。

4) 運動ゾーン

- ・グラウンドは敷地の南西に配置する。
- ・トラック、ソフトボール用バックネット、防球ネット、体育倉庫、便所を整備する。

5) サービス・駐車場

- ・サービス、防災面を考慮しメンテナンス道路を敷地周辺に設置する。
- ・北側に職員用駐車場を設ける。
- ・普通教室北棟の西に実習園を設け、実習に利用するとともに将来の増築スペースとしても計画する。

③平面計画

施設配置計画のゾーニングに従い各棟の平面計画を行う。

1) 普通教室棟（肢体）

- ・1階に肢体不自由部門の小・中・高等部を、2階には知的障害部門の高等部（生活コース）の普通教室及び関係諸室を設置する。
- ・肢体不自由部門の普通教室14室は、南面させ良好な室内環境とする。
- ・肢体不自由部門が主に使用する特別教室（音楽室①、自立支援室①）は近接した位置とする。
- ・肢体不自由部門が主に使用する水治訓練室は近接した位置とする。

2) 普通教室棟（知的）

- ・1階に知的障害部門の小学部を、2階には知的障害部門の中学部及び高等部（職業コース）の普通教室及び関係諸室を設置する。
- ・知的障害部門の小学部の普通教室14室は、南面させ良好な室内環境とする。
- ・知的障害部門の小学部が主に使用する特別教室（音楽室②、言語視聴覚室）は近接した位置とする。また、両室の間仕切りは可動間仕切りとし、知的障害部門小学部のランチルームとしても利用できるように配慮する。

3) 管理・特別教室棟

- ・普通教室棟（肢体）及び普通教室棟（知的）の間で、利用しやすく、管理しやすい位置に管理・特別教室諸室を配置する。
- ・1階はエントランスゾーンに面して、玄関を設け、事務・校長室等の管理諸室を設ける。また、肢体不自由部門に近接した位置で、エントランスゾーンから緊急車両の寄りつきができる位置に保健室等を配置する。
- ・2階には、施設全体が見渡せる位置、中庭に面して職員室を設ける。

4) 食堂棟

- ・中央に、知的障害・肢体不自由部門との交流・活動ゾーンとして、食堂棟、中庭を設ける。
- ・食堂棟には、生徒の学習の成果物でもある鉢植えを展示した温室を併設し、温かみのある、光、風、緑を感じる空間とする。
- ・厨房への食材等の搬入経路は、南通用門からを考え知的障害部門への影響のないように配慮する。
- ・温かみを感じる木造とする。

5) 体育館

- ・体育館には、地域連携推進室を併設し、地域交流空間として計画する。
- ・温かみを感じる木造とする。

6) 就業支援棟

- ・知的障害部門の高等部（職業コース）に近接した位置に配置し、騒音等の問題から別棟とする。
- ・木工・食品等の実習材料の搬入出は、北側通路から行う。
- ・温かみを感じる木造とする。

7) 宿泊訓練棟

- ・学習空間から隔離した別棟とし、就業支援棟の東に配置する。
- ・1階は、集団での宿泊訓練、2階では、個別での宿泊訓練のできる施設とする。
- ・温かみを感じる木造とする。

8) 屋外施設

- ・施設群の西で運動ゾーンに近接して、屋外プールを設ける。
アプローチは、渡り廊下をへて校舎棟と接続させる。
- ・運動ゾーンには、体育倉庫及び屋外便所を設ける。

④立面計画

なだらかな里山と緑と水や周辺の田園風景に調和する外観デザインとする。

1) 地域に調和するデザイン

- ・外観は、勾配屋根のシンプルな形態とし、親しみやすい校舎とする。
- ・背景の山並みと調和するように、屋根は落ち着いた瓦屋根とし、外壁も珪藻土塗りとし温かみと、親しみを感じる校舎とする。

2) 温かみのある木造の校舎

- ・外装材や内装材には木材を多用し、温かみのある空間とする。
- ・一部構造材にも木を使う。

⑤構造計画

学校としての耐震安全性を確保し、地震等の災害時において避難所としても機能するように、耐震安全性を確保した構造計画とする。

1) 基礎構造

- ・基礎構造は、想定地質により、杭基礎とする。

- ・工法は、実施設計において詳細検討を行う。

2) 上部構造

- ・今年度中に策定される「岡山県内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針」に基づき、食堂棟、体育館、就業支援棟、宿泊訓練棟については、木造とする。
- ・水浴訓練棟、厨房については、湿気等の問題によりRC造とする。
- ・管理・特別教室棟、普通教室棟の上部構造は、RC造とし、床、壁、天井に木材を多用する「内装等の木質化」を図ることとする。なお、実施設計段階において、法規制の緩和等の動きに応じて、「木造化」については再検討を行う。

(5) 動線計画

①外部動線計画

1) 安全性の高い動線計画

- ・児童生徒の通学方法は、徒歩・自転車、送迎バス、送迎車両(保護者)の3通りが考えられる。
- ・徒歩、送迎バス、保護者送迎用に出入口を設け、それぞれの進入口から出入りすることで、動線の交差を避け、安全な登下校動線とする。
- ・教職員の車両のアクセスは、西側の通用門からを想定し、児童生徒の動線との交差を避ける。
- ・厨房へのサービス車両のアクセスは、南側の通用門からを想定し、児童生徒の動線との交差を避ける。
- ・救急車等の緊急車両が1階保健室に直接アクセスできるようにするとともに、敷地周囲にサービス通路を設け、災害時に備える。

2) 利便性の高い動線計画

- ・エントランスゾーンには、屋根を架けた送迎バス用の乗降スペースを設け、玄関までスムーズに移動できるよう計画する。
- ・肢体不自由部門の保護者による送迎用のための一時駐車スペース、乗降スペースを設け、直接肢体不自由部門の普通教室へ出入りできるように、利便性に配慮したアプローチとする。

②内部動線計画

1) 快適でユニバーサルデザインに配慮した動線計画

- ・廊下等の通路部分は、車椅子が余裕をもってすれ違えるように、3m以上の幅を確保する。
- ・廊下に沿って諸室を配置し、「行き止まり」のない、わかりやすく回遊性の高い内部動線とする。
- ・階段、エレベーターを廊下の交差部等、適切な位置に配置し、上下移動が容易な計画とする。

2) 安全な動線計画

- ・災害時において、スムーズな避難・誘導が行える動線計画とする。

(6) 設備計画

①電気設備

1) 受変電設備

- ・受変電設備は、屋外キュービクル方式とし、屋外の設備ヤードに設置する。

2) 電灯設備

- ・照明器具は、建築意匠と調和のとれた器具を選定するとともに、光源は、省エネルギーを考慮して、H f 蛍光灯を採用する。なお、LED照明の採用についても実施設計段階で検討する。
- ・一般室の照明スイッチはタンブラ(手元)とし、生徒の誤動作を考慮した高さに設置する。
- ・廊下、共用部の照明はリモコンスイッチとし、職員による遠隔操作、管理が可能な方式とし、省力化、省エネへの配慮を行う。
- ・便所及び階段の照明は、省エネに配慮し人感センサーによる点滅とする。
- ・高天井の器具は、メンテナンスに配慮し電動昇降装置付とする。

3) 動力設備

- ・空調、換気設備及び動力機器へ電力提供を行う。

4) 電力幹線設備

- ・電力幹線は将来の改修に配慮し、保守点検が容易な経路に、ケーブルラック敷設とする。
- ・分電盤は、保守管理及び利用目的に配慮し、ゾーニングを行い配置する。

5) 構内交換設備

- ・教職員及び生徒の情報伝達の手段の一つとして電話設備を設置する。
- ・電話交換機は、1階事務室に設置する。
- ・校内内線携帯型電話を整備する。

6) 拡声設備

- ・校内放送用(チャイム、呼出等)の放送設備を設置する。
- ・増幅器及び関連周辺機器は、ラック組込み型とし職員室のアンプラック内に設置する。
- ・放送設備は職員室の電話機からページングが可能なシステムとする。
- ・スピーカーは天井埋込形とし、各室に設置する。また、音量調節器も各室に設置する。
- ・体育館に音響設備(個別放送設備)を設ける。主要機器は下記のとおりとする。

ワゴンアンプ、コラプター、CDMDプレイヤー、スピーカー、ワイヤレスアンテナ、マイク、他

7) インターホン・呼出表示設備

- ・エレベーター用インターホン、便所からの緊急時呼出表示が行える設備を設ける。
- ・玄関ポーチに肢体不自由者の利用を考慮して、インターホンを設置する。
- ・UD便所から緊急時に呼出表示が行える設備を設ける。
- ・親機は、事務室複合防災盤内に設置し、副受信機は職員室に設置する。

8) テレビ共同受信設備

- ・校内の必要な部位に情報収集を目的として、テレビ共同受信設備を設ける。
- ・テレビアンテナは屋上に設置し、耐食性を考慮し、ステンレス製とする。

9) 監視カメラ設備

- ・防犯、来校者の確認など校内の状況把握を目的に、監視カメラ設備を主要な出入口に設置する。
- ・管理場所は、1階事務室とし、モニターテレビ及び管理機器は、複合防災盤内に設置する。

10) 構内情報通信網設備（LAN設備）

- ・近年のIT化への対応としてLAN設備を設置する。
- ・伝送路は将来性に配慮して、1000Mbps(CAT5e)以上とする。

11) 火災報知設備

- ・火災の早期発見、煙による二次災害の防止、及び避難誘導を迅速かつ確実に行える火災報知設備を法令に準拠し設置する。

12) 防犯設備

- ・夜間の防犯対策と夜間の防災監視を目的とした機械警備用配管設備を設ける。
- ・体育館、宿泊訓練棟などは、部分解除も可能な仕様とする。
- ・機械警備は、信頼性、将来性を考慮して、専門業者（警備会社）への委託警備とする。

13) 太陽光発電設備

- ・電気の使用量を削減し、省資源、ランニングコストの削減を図るため、屋上に太陽光発電パネルを設置する。
- ・太陽光発電パネルは、約455枚。発電量は、約82kwを想定する。

②給排水衛生設備

1) 給水設備

- ・受水槽式給水(高架水槽方式)とする。
受水槽容量 約 15m³、引き込み管径100mm
- ・プール系統は直結直圧方式とする。
- ・散水については、井水の利用も考慮する。

2) 排水設備

- ・汚水、雑排水は公共下水に放流する。
放流管径 150mm
- ・雨水については、沈砂槽を経て、流量調整を行い用水へ放流する。
- ・厨房、実習場の排水については、バスケットを備えたグリーストラップを設置し、油脂を分離して排水する。

3) 衛生器具設備

- ・児童生徒、教職員が利用しやすく、節水に配慮した器具を設置する。
- ・UDトイレを適宜設置する。

4) 給湯設備

- ・厨房及び食堂はガス焚温水ヒーターを設置し、中央式給湯を行う。
- ・諸室には、電気式局所給湯またはガス給湯器による給湯を行う。

5) 消火設備

- ・屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、消防用水等の消火設備を設置する。
- ・スプリンクラー設備については、現段階では6000㎡以下の別棟と考え設置が義務付けられないとしているが、実施設計段階で諸官庁と協議の上決定する。

6) ガス設備

- ・バルク(地下式)でLPガスを貯蔵し、必要各所に供給する。

③空気調和設備

1) 空調設備

- ・普通教室、特別教室、管理棟等については、児童生徒の体調に応じたこまめな温湿度調整が必要なことから、空冷ヒートポンプエアコン方式(電気)による個別空調を行う。
- ・ランニングコスト削減の点から、氷蓄熱方式の採用等を実施設計において検討する。
- ・体育館、水泳訓練室については、高天井の大空間において省エネルギーで快適な暖房が可能な高温風暖房システム(ガス焚)を採用する。

2) 換気設備

- ・CO₂濃度を基準とした必要換気量、建築基準法(施行令第20条の2)による換気量を確保する。
- ・空調室においては、省エネルギーに配慮し、全熱交換器による第1種換気を行う。
- ・その他の室においては、天井換気扇による第3種換気を行う。

3) 自動制御設備

- ・空調機器等の自動制御を行い省力化、省エネルギーを図る。

(7) 防災計画

①安全な施設

1) 耐震安全性の確保

- ・施設の構造体については、学校としての耐震安全性を確保し、地震等の災害時において避難所としても機能するよう計画する。
- ・耐震安全性の区分は、Ⅱ類、重要度係数I=1.1とし、設備機器の耐震性についても配慮した安全な施設とする。

2) 災害時安全性の確保

- ・防火区画は、各階毎に層間区画とし、上階への火災の延焼を防止する。
- ・層間区画が困難な階段室、エレベーターシャフト、配管シャフト等は縦穴区画とする。
- ・排煙設備を的確に設け、煙による被害をなくする計画とする。
- ・安全性向上のため、出来る限り内装の不燃化を行い、火災の発生、延焼を起こさない計画とする。

3) 避難安全性の確保

- ・特別支援学校の特殊性に配慮し、災害時にスムーズな避難・誘導が行えるような計画とする。
- ・廊下部分は、2方向の避難経路を確保する。
- ・各居室からも、2方向避難を確保することを原則とし、1階居室は、直接外部へ

出られる避難経路を確保する。

- ・避難用スロープ等の設置については、実施設計段階で関係各省庁と協議検討する。

②防災設備

法令で求められる防災設備を設けること以上に、使用者の特性にあった設備を充実させる。

(8) ユニバーサルデザイン計画

ユニバーサルデザインを心がけ、障害のある児童生徒がバリアーを感じることなく利用できる施設を目指す。

1) 到達性への配慮 (Accessible)

- ・移動空間は、段差を解消するなどバリアフリーの空間とする。
外部エントランスゾーンの通路、玄関、渡り廊下等段差を設けない。
廊下、階段への手摺の設置
- ・上階への移動においては、車椅子対応のエレベーターを適宜配置する。

2) 安全性への配慮 (Safety)

- ・児童生徒の身体特性や動作特性、行動特性を踏まえ、移動時や施設利用時の安全性を確保した施設とする。
緊急時、非常時における安全性
利用時の安全性
落下防止・・・2階建具の開閉制御
事故防止・・・建具の指詰防止、壁に突起物は設けない等
- ・仕上等安全な材料の選定
床：滑りにくい材料、壁：シックレス材料

3) 使用性、操作性への配慮 (Useful)

- ・操作しやすい器具の選定を行い、誰もが支障なく利用できる施設とする。

4) 分かり易さへの配慮 (Simple)

- ・知的障害児童生徒の特性を踏まえ、サインなどに”わかりやすさ”や”心地よさ”に配慮した計画とする。
視認性の高いサインとする。
- ・児童生徒が何処にいるか認識しやすいように、各ゾーン毎に色分けをする。

色別案

管理ゾーン	・・・緑色	普通教室ゾーン	・・・桃色
特別教室ゾーン	・・・黄色	就業支援ゾーン	・・・空色

5 管理運営計画

(1) 基本方針

①学校運営の自主性を踏まえた施設運営

- ・施設の管理運営については、新設校の教育目標を達成し、かつ教育課程の効果的な

運営が図れる施設運営を行う。

- ・前提となる「教育課程編成の基本方針」は、教育関係諸法規に示されている教育の目的や、学校教育の目標を達成するための学習指導要領、教育課程編成基準及び資料に則り、管理運営主体である学校が、児童生徒の実態や教育的ニーズ、保護者の願い、地域特性や将来展望を踏まえ、自主的に設定する。

②公的主体による教育に関する管理運営

- ・管理運営のうち教育課程の運営は、きめ細かな運営を図るため、その運営ノウハウを有する公的主体が行う。

③費用対効果が期待できる業務の民間委託の検討

- ・民間委託により、サービス水準を高めながらコスト削減が期待できる業務については、民間企業を適正な方策により選定することを前提とし、民間委託方式を検討する。具体的には、給食、警備関係などが検討の対象となる。
- ・給食については、児童生徒の医療的ケアや食事形態、保護者の教育的ニーズに対応できるよう、教育課程の基本方針等を踏まえ、民間委託を含め適正な管理運営方法を定期的に検討する。

(2) 管理運営経費 約 1 億 4 千万円 (年)

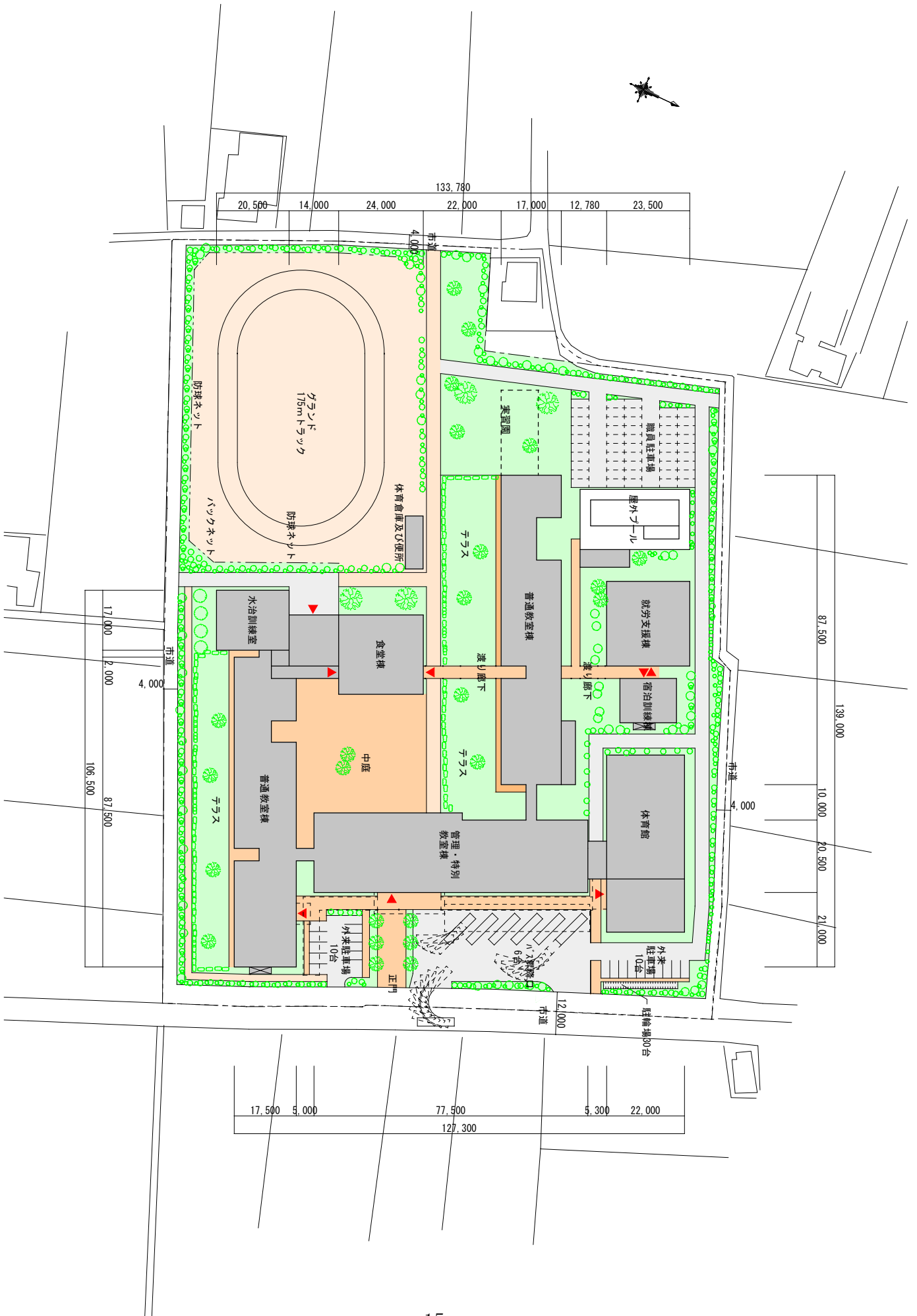
6 事業化計画

(1) 建物建設費 約 4 0 億円

(2) 整備スケジュール

年度	スケジュール事項
2 3	基本設計・実施設計
2 4	新築工事着工
2 5	開校準備室設置、工事竣工、新設校条例設置
2 6	開校

施設配置図 (案)



平面図(案)

< 1 階 >



- 凡例
- A : 管理部門
 - B : 普通教室部門
 - C : 特別教室部門
 - D : 就労支援部門
 - 共用部

平面図(案)

< 2 階 >

